

平成30年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

日時 平成30年5月7日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和对策課長	長岡 康
農政課長	寺田 充宏	産業建設課長	堀川 雅央
上下水道課長	石橋 史生	教育次長	吉田 一弘
会計管理者 職務代理	溝本 貴宏		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）
- 第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）
- 第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）
- 第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）
- 第8 議案第1号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第2号 平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について

追加日程

- 第1 議長辞職について
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長辞職について
- 第4 副議長の選挙
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 委員会の閉会中の継続調査について
- 第8 諸般の報告

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまより、平成30年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本 安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

ゴールデンウィークも終わり、5月の風が清々しい季節となりました。

本日は雨でございますが、この雨は新緑を更に鮮やかにしているところでもございます。

また、庁舎玄関前のテイカカズラの五弁花が見ごろを迎え、富本憲吉氏の四弁花文様のモチーフとなった原風景に想いを馳せるところでもございます。

さて、4月29日には恒例の第44回安堵町民体育祭を開催いたしましたところ、天候にも恵まれ、住民相互の親睦に大いに役に立ったと考えております。

加えて、去る4月26日には、高さ12メートルの巨大な案山子の完成を祝して、オープニングセレモニーが開催されました。

「屋根より高い聖徳太子」であり、今後、安堵町の賑わい作りに大きな力となることを、期待するところでございます。

そのような折、平成30年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、専決処分の報告案件が5件、条例の一部改正が1件、平成30年度補正予算が1件の合計7件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、平成30年3月31日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法

律等に対応するため、専決処分いたしました、安堵町税条例の一部を改正する条例でございます。

報告第2号は、平成30年3月31日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律等に対応するため、専決処分いたしました、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

報告第3号は、平成30年4月1日に施行されました、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等に対応するため、専決処分いたしました、安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

報告第4号は、平成30年4月1日に施行されました、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に対応するため、専決処分いたしました、安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

報告第5号は、臨時福祉給付金事業費補助金において、実績精算いたしましたところ、4月4日に返戻金が確定したため、専決処分いたしました、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

議案第1号は、平成30年4月1日に施行されました、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に対応するため、安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

議案第2号の、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）については、歴史文化・観光ゾーン拠点整備を推進するため、拠点施設整備に係る実施設計業務委託費の増額補正でございます。

以上、簡単に説明をいたしました、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。以上でございます。

（西本町長 降壇）

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 島田正芳議員、6番 中本幸一議員を指名いたします。

両議員におかれましては、よろしく願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は本日のみ、1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日のみ、1日とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田税務課長。

（吉田税務課長 登壇）

税務課長（吉田彰宏） おはようございます。税務課の吉田です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び政令、省令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されるものが、平成30年度町税の賦課処理等に影響いたしますので、これらを専決処分とさせていただきました。

所要の改正につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

それでは、議案書8ページの次の、新旧対照表1ページをお願いいたします。

対照表1ページ、第20条 延滞金の日数の算定期間につきましては、引用する条文の項

ずれ及び規定の整備による文言整理でございます。

次の第24条、次の第31条につきましては、規定の整備による文言整理でございます。

次の第36条の2 町民税の申告につきましては、引用する条文の項ずれ及び規定の整備による文言整理でございます。

次に、3ページの中段をお願いいたします。

第47条の3、次の4ページにかけましての、第47条の5 年金の特別徴収関係につきましては、規定の整備による文言整理でございます。

次、4ページをお願いします。

4ページの下段の第48条につきましては、支店を外国に持つ親会社である国内法人につきましての、規定の整備でございます。

次の7ページをお願いいたします。

第52条につきましては、国税と同様に、法人住民税の延滞金の計算期間の見直しでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページの中段につきましては、第53条の7 納入書の様式については、規定の整備による文言整理でございます。

次の第54条については、引用する条文のずれによるものです。

次に、10ページをお願いいたします。

附則第3条の2につきましては、先ほどの第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備によるものでございます。

次の10ページ下段の附則第4条につきましても、第52条の改正に伴う所要の規定の整備によるものでございます。

次に、11ページ下段から13ページにかけましての、附則第10条の2におきましては、税の軽減措置として、償却資産におきまして、第1項におきましては、公害防止施設等の軽減を「3分の1」から「2分の1」へ拡大しまして、そのほかの項におきまして、太陽光等の再生エネルギーの発電設備に関しても、一定の見直しを行いまして、運用期間を2年延長いたします。

続きまして、13ページ中段から17ページ中段までにかけての、附則第10条の3 新築住宅等の固定資産の減額の適用につきましては、政令改正に伴う項ずれ、また16ページ下段の第12項 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の、減額措置の創設に係るものでございます。

続きまして、17ページ中段からの附則第11条、次の第11条の2、次の18ページの第12条、20ページの第12条の2、次の第13条につきましては、平成30年度が3年

に1回の固定資産税の評価替えの年であるため、各土地・田畑・宅地等、各地目ごとの課税の特例の期間を、「平成29年度」を「平成32年度」に改めまして、3年間延長するものでございます。

次の21ページの附則第15条につきましては、当町では該当がございませんが、特別土地保有税の課税の特例の期間を、「平成29年度」を「平成32年度」に改めまして、3年間延長するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

#### 報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例  
について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 次に、1ページめくっていただきまして。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 本文については、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます

す。御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

(吉田税務課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第4 報告第2号「専決処分承認を求めることについて(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長(辻井弘至) おはようございます。住民課の辻井です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、安堵町の国民健康保険税条例の改正をする必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しにより、中低所得層の世帯の保険料負担の軽減を図るものでございます。

また、本改正につきましては、公布の日から施行し平成30年4月1日から適用し、平成30年度課税から賦課に係るものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

新旧対照表第2条第2項及び第23条第1項の下線部、現行「54万円」を「58万円」に改めるものでございます。

続いて1ページの下段でございますが、第23条第1項の2号でございますが、拡大5割、2割軽減対象世帯の拡充措置でございます。

一人当たり「27万円」から改正後は、「27万5,000円」と改めるものでございます。

続いて2ページでございますが、第23条第1項第3号の下線部、現行「49万円」を改正後は、「50万円」と改めるものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、報告書を朗読させていただきます。

## 報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 1 ページめくっていただきました。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 失礼します。住民課の辻井です。よろしくお願いします。

それでは、報告第3号の「専決処分の承認を求めることについて（安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、第7次地方分権一括法第1条の規定による、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）についての改正が、平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、必要な内閣府令の規定が整備されたことにより、当該条例の引用条文に変更が生じたためでございます。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

新旧対照表第15条の1項第2号でございますが、現行下線部、「同条第9項」を改正後は、「同条第11項」に改めるものでございます。

これは、内閣府法令での条ずれが生じたためでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、報告書を朗読させていただきます。

### 報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の

承認を求める。

平成30年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 1ページめくっていただきまして、専決処分書を朗読させていただきます。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) 辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長(辻井弘至) 住民課の辻井です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月1日に施行されることに伴いまして、安堵町放課後児童支援員の資格要件の拡大と、教員免許状の取り扱いが変更されたものでございます。

改正内容といたしましては、教職員免許習得後一定の期間を経過した者は、更新講習を受講しなければならないとされておりますが、放課後児童支援員基礎資格として教員免許を習得した者であれば、更新講習を受講しなくても資格を満たすものとして取り扱うこととございます。

また、新たに追加条項といたしまして、5年以上の実務経験があり、町長が適当と認めた者については、支援員としての資格を有するものの新設条文でございます。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第10条第3項の第4号でございますが、現行学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者でございますが、改正後につきましては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条の規定する免許状を有する者と改めるものでございます。

また、第10条第3項第10号を追加新設させていただき、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを新設するものでございます。

それでは、1ページ、報告書を朗読させていただきます。

#### 報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年5月7日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 1ページめくっていただきまして、専決処分書を朗読させていただきます。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。  
討論を省略して採決いたします。  
これより、報告第4号を採決します。  
お諮りします。  
本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。  
よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第7 報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 改めまして、おはようございます。総合政策課 富井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号「専決処分の承認を求めることについて(平成30年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について)」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ174万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億6,874万円といたします。

本補正につきましては、平成28年度への繰越分、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金につきまして、事業実績報告に基づく精算により超過交付となり、還付が生じましたので、係る経費を増額補正するものでございます。

なお、専決理由といたしましては、交付額の確定が当初予算の確定後であり、4月13日までに返却を要するため専決処分とさせていただき、専決日は交付確定額の通知を受けました4月4日とさせていただきます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

歳出についてでございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、14目 臨時福祉給付金費おきまして、償還金として1,740千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただき、7ページ、8ページをお開きください。

17款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で1,740千円の増額補正でございます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

1ページにお戻りください。

#### 報告第5号

専決処分の承認を求めることについて(平成30年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年5月7日報告

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読させていただきます。

次のページをお願いいたします。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月4日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

#### 平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,368,740千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年4月4日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので

割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第5号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第8 議案第1号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) 辻井住民課長。

(辻井住民課長 登壇)

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、平成28年度から国の施策として幼児教育の段階的無償化が進められており、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例で定めている使用料の改正を行い、保護者の負担を軽減するものでございます。

それでは、詳細につきましては新旧対照表1ページ、2ページをお願いいたします。

今回、改正される内容といたしましては、別表1の1号認定の子どもの使用料徴収でございますが、1号認定といたしましては、幼稚園を利用されている方でございます。

階層区分といたしましては、第1から第8階層までございまして、今回、1号認定の幼稚園の利用者の第4—2階層でございます。

第4—2階層、2ページでございますが、3歳児・4歳児以上、現行「11,200円」を改正後は「8,100円」。3歳児・4歳児以上、8,100円とし、引き下げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用させていただき、平成29年度以前の保育施設使用料については、なお、従前の例とさせていただきます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第1号

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部  
を改正する条例について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり提出する。

平成30年5月7日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

きます。御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

(辻井住民課長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第2号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第2号「平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億7,414万円といたします。

今回の補正理由につきましては、安堵町の歴史文化・観光における拠点を整備し、町の歴史文化の積極的な発信、町外の集客の受入及び住民の交流拠点等を目的とした施設整備のため、実施設計委託費の増額補正で、このたび財源調整の目途が立ちましたので、急ぎお願ひするものでございます。

それでは、詳細を補正予算書により説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出についてでございます。

7款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費におきまして、設計委託費として、5,400千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、8ページ、9ページをお願ひいたします。

歳入についてでございます。

17款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金におきまして、600千円の増額補正で、歳入の不足のための増額補正でございます。

次に、19款 町債、1項 町債、2目 土木債におきまして、地域活性化事業債として、4,800千円の増額補正でございます。

したがいまして、4ページにお戻りください。

第二表 地方債補正を御覧ください。

歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業の限度額を、4,800千円とさせていただきます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

平成30年5月7日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第2号

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

平成30年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,374,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の追加は、「第二表 地方債補正」による。

平成30年5月7日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、行政側からの提案事項は全て終了いたしました。

ただいま、10時44分でございます。

暫時休憩いたします。

-----  
休 憩 (午前10時44分)

再 開 (午前11時00分)  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま、私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

議長辞職に伴う案件に入っていきますので、ここで浅野副議長と交代いたします。

よろしく、御進行をお願い申し上げます。

副議長（浅野 勉） それでは、議長辞職に関し審議を進めてまいります。

森田議長から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

副議長（浅野 勉） 追加日程第1「議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番 森田議員の退場を求めます。

4番（森田 瞳） はい。

（森田議員 退場）

副議長（浅野 勉） 職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（富士青美） はい。朗読いたします。

平成30年5月7日

安堵町議会 副議長 殿

安堵町議会 議長 森田 瞳

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議会事務局長（富士青美） 以上です。

副議長（浅野 勉） お諮りします。

森田議員の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

森田議員の議長の辞職を許可することに、決定いたしました。

（職員が、森田議員を議場へ案内する）

（森田議員、着席）

副議長（浅野 勉） 森田議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「議長辞職について」は、許可されました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

副議長（浅野 勉） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法について、副議長が指名することにしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。  
よって、副議長が指名することに決定しました。  
議長に森田瞳議員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま指名しました、森田瞳議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名しました森田瞳議員が、議長に当選されました。  
森田議員が議場におられますので、本席から安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。  
森田瞳議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

4番(森田 瞳) はい。

(森田議員 登壇)

4番(森田 瞳) ただいま、本当に心温まる全員の皆様方の、同士の御推選によりまして、私、再び安堵町の議長職に推選を、推挙いただきました。  
本当に身に余る光栄でございます。ありがとうございます。  
考えて見ますと、昨年もいろいろなことが、安堵町議会にとりましては、本当にいろいろな諸問題が発生いたしました。その折に、今、議長席におられます副議長、浅野副議長と共々、協力し合い、そしてまた全員の皆様方の御賛同を得て、事を前進に、前向きに進ませていただいたことも思い出として残っております。  
これもひとえに、全議員が一丸となって物事に対処できたこと、本当に感謝を申し上げる次第でございます。  
この7月、西本町政は三選に向かって、しっかりと、今、足固めもされ、また住民の信託に応えられるように頑張っておられると私は思っております。  
こうした中で、安堵町におきまして、どうしても西本町長に三選を目指していただいて、

また先般の議会においても、目指す意気込みは伺ったわけでございますけれども、私たち議会一同も協力をいたしながら、なんとか三選にむけて頑張っていきたい、議長として頑張っていきたい所存でございます。

安堵町政を担っていただいて、西本町長には、本当にいろいろな御苦労があったかと、私もそう思っておる一人でございます。また、大輪の花に実をつけるように、しっかりとした基礎づくりをなさってこられました。さらに、三選を勝ち得、しっかりと安堵町に花を咲かせていただいて、前途ある安堵町を誕生させていただきたいと思うものでございます。

ちょっと私、昨今、考えましてちょっと気付いたことでございますけれども、若い世代が、三十前後の世代が、たまたま前回、安堵町で運動会がございましたが、地元の若い人たちが私に向かって、「森田さん、安堵町ってええところですか。」というようなことを、ふと私に話しかけられた。「どうしたんや？」って言うたら、「私、まあ、ぼちぼち、もう結婚も考え、是非とも安堵町に住んでいきたい。」と。あんまり親とは、離れたところではなしに、安堵町の方で、私は結婚を機に住んでいきたいんだと。どこか、住めるいい土地はないかなというような若者二人、そういうようなことで、私にちょっと質問をしてきたんです。「へえ、安堵町で、君たち、安堵町で住みたいの。そういう魅力があることを、やっぱり感じてきてくれたか。」というて問うたら、「そうです。素晴らしい体育施設もある。そして、また私自身も、会社へ電車に乗って通うにも非常に近距離で、本当にいいとこだ。」と。両親も、やはり看なければならぬという今の気持ちの中で、こういう人たちが巣立ってきた、現れてきたというのが、非常に私もうれしかった。

そんなことの話が、二人があったんですよ、体育祭の日に。私もびっくりしながら、なんとか安堵町に住んでもらえる、あなたたちがしっかりと納得のいく土地も、いろいろと、また一遍、人に当たって世話をするから、是非とも、その考えをこれからの安堵町に託してくれということ、話をすることができました。

我々、議会一同も、そんなことで、頑張ってきてよかったな、西本町長もよくここまで頑張ってくられ、安堵町をいろいろと多方面にPRしていただいて、他所から見た安堵町の、先ほど、今日の町長の冒頭に挨拶があったように、「聖徳太子」のこの礎をして、しっかりと安堵町もPRしていこうと。

私、若干、あのときにも触れさせていただいたように、「太子道」、これはやはり復活しなければならない、やっぱりして欲しいというのが、我々、安堵町住民にとっての思いでございます。これが、一端になったんじゃないかなと。

斑鳩の町長さんもすごく喜んでいただいて、安堵から斑鳩へ、また斑鳩から安堵へというような往来もできることを、やっぱりできるなということも言っていただきました。

そんなことで、いろいろ申し上げることも山とありますけれども、一番、今回、私が思うことで懸念いたしますのは、これは町長の次の施策の中の、一番の目玉であります、南北線の延長。斑鳩町を越えて、国道、富雄川、そしてまた国道25号線に接続というこの県道の、要するに延長ということ、私もこれ、なんとかして自分も一所懸命頑張っってやっていきたいという思いの一つでございます。

そんなことで、今後、安堵町議会にとりまして、私たち一丸となって「活力のある議会」

を目指し、しっかりと議長という大任を果たしてまいりたいと考えております。

一つ、皆さん方、総じて、またよろしくいろいろと御協力を賜り、安堵町発展のために、活力のある議会にするために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(森田議員 降壇)

(拍手)

副議長(浅野 勉) ありがとうございました。

続きまして、事務局長から議長章をお渡しいたします。

(議長章 授与)

議長(森田 瞳) ありがとうございました。

(拍手)

副議長(浅野 勉) これで、議長と交代させていただきます。

議事運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

森田議長、議長席にお着き願います。

議長(森田 瞳) ただいま、浅野副議長から副議長の辞職願が提出されています。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。異議なしと認めます。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、浅野議員の退場を求めます。

2番(浅野 勉) はい。

(浅野議員 退場)

議長（森田 瞳） 職員に、辞職願を朗読させます。

議会事務局長（富士青美） はい。朗読いたします。

平成30年5月7日

安堵町議会 議長 殿

安堵町議会 副議長 浅野 勉

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議会事務局長（富士青美） 以上です。

議長（森田 瞳） お諮りします。

浅野勉議員の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。異議なしと認めます。

浅野議員の副議長の辞職については、許可することに決定しました。

どうぞ。

（職員が、浅野議員を議場へ案内する）

（浅野議員、着席）

議長（森田 瞳） 浅野議員にお知らせします。

ただいま議題とされました「副議長辞職について」は、許可されました。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思いま  
す。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

議長(森田 瞳) 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に島田正芳議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、島田正芳議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました島田正芳議員が当選されました。

島田正芳議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の通知をします。

島田議員より、副議長当選の承諾並びに就任の御挨拶をお願いいたします。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。島田議員、よろしくお願いいたします。

（島田議員 登壇）

5番（島田正芳） おはようございます。5番 島田正芳でございます。

ただいま、森田議長及び議員各位の推選をいただき、副議長の責務を担うことになりました。私にとって大変光栄なことであります。

責務を重く受け止め、副議長として市政の発展と議会の公平且つ円滑な運営を、誠心誠意努力して努めてまいり所存でございます。

今後とも皆様の御指導、御鞭撻を心からお願いいたしまして、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

（島田議員 降壇）

（拍手）

議長（森田 瞳） 島田副議長、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

お諮りします。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 追加日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、安堵町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

総務産業建設常任委員会委員に山岡敏議員、大星成司議員、森田瞳議員、松田和代議員、岡田裕明議員、以上5名を。

文教厚生常任委員会委員に浅野勉議員、島田正芳議員、中本幸一議員、田中幹男議員、福

井保夫議員、以上5名を。

以上のとおり選任することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 追加日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

山岡敏議員、浅野勉議員、大星成司議員、岡田裕明議員、田中幹男議員、福井保夫議員、以上6名を選任することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

委員の皆様には、よろしく願いをいたします。

各委員会の正副委員長について、報告します。

始めに、総務産業建設常任委員会委員長 大星議員、副委員長 岡田議員。

文教厚生常任委員会委員長 田中議員、副委員長 浅野議員。

議会運営委員会委員長 福井議員、副委員長 山岡議員。

以上です。

続きまして、お諮りします。

「委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程を第7として直ちに議題とすることに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 追加日程第7「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第69条の規定により、所管事務の事件について、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。お諮りします。

「諸般の報告」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

「諸般の報告」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 追加日程第8「諸般の報告」を議題といたします。

3月議会の最終日の一般質問の後、見直すことといたしまして、一般質問の関連、そして関連質問についてということ全員協議会で協議し、町長にもお話をさせていただきました。

その内容といたしましては、一般質問につきましては、三役も答弁をする。

通知書に、三役に答弁を求めることがわかるように、あらかじめ「町長等」などの括弧書きとするということでございます。

なお、質問時に答弁の内容の中で必要があれば、議長の承諾を得て、三役に質問をすることができるという内容の件、一件。

そして、関連質問につきましては、議員の申し合わせ事項で決めておりますので、議長が許可した場合に行うことができます。

ただし、関連のある意見、これを最小限度に限るということに改める。

これは、既に、全員協議会の中でも、この内容につきましては、協議いたしました結果、改正をさせていただいております。

なお、三点目でございますが、一般質問の答弁者との事前調整、いわゆるすり合わせでございますけれども、質問者が必要と思われる範囲で行うということ。

この三点について、私たち議員全員協議会の中で、確認をしたところでございますので、行政側の方へも、よろしくお願いを申し上げたいとかように思います。

行政側の方から何か、質問、ございませんか。

「諸般の報告」ございませんか。

総務課長。

総務課長（吉村良昭） はい。

議長（森田 瞳） ないですか。

総務課長（吉村良昭） はい。

議長（森田 瞳） はい。

ほかになれば、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

お疲れでございました。

-----  
閉 会

午前11時30分  
-----